

## 「中間整理」からの主な変更点

平成 23 年 6 月 14 日  
消費者庁

公開ヒアリング、意見募集、消費者委員会意見等を踏まえ「中間整理」を以下のとおり修正。

### 1. 施設等機関の名称 [7 頁]

- ・施設等機関の名称を「消費者庁国民生活センター（仮称）」とすることを新たに記載。また、施設等機関の組織のイメージ図を新たに記載。

### 2. 情報の収集・分析・提供 [7 ~ 8 頁]

- ・施設等機関が相談現場の生の情報等の整理及び一次的分析を担うことや「情報発信調整チーム（仮称）」を活用し、施設等機関と内部部局が密接に連携し、情報提供や注意喚起に取り組むことを新たに記載。

### 3. 商品テスト [7 ~ 8 頁]

- ・相談処理テストに加え、消費者庁として自ら実施する商品群テストの実施も施設等機関が担うことを新たに記載。

### 4. ADR [8 頁]

- ・消費者庁にADR機能を担う組織を設け、施設等機関がその事務局機能を担うこと等を新たに記載。

### 5. 相談現場の情報の活用 [9 頁]

- ・相談現場の情報を情報提供や政策形成に反映する流れを法的にも担保することを記載。

### 6. 平日バックアップ相談 [11 頁]

- ・土日祝日相談に加え、新たに消費者ホットラインを通じたバックアップ相談を実施することにより、消費生活相談に直接対応する機会を確保することを新たに記載。